

業務及び財産の状況に関する説明書類

第51期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和7年5月30日作成

監査法人名 新宿監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
新宿第一生命ビル

代表者 公認会計士 田中 信 行

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

目的：財務書類の監査または証明の業務

財務書類の調製、財務に関する調査もしくは立案又は財務に関する相談の業務

沿革：昭和27年 公認会計士田中嘉夫事務所として創業

昭和49年 同事務所監査部を発展的に解消し新宿監査法人を設立

平成9年 香港オフィス開設

以後、今日に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概況

当監査法人は、金融商品取引法及び会社法等の規定に基づく監査証明業務を主たる業務としている。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和7年3月31日現在

種 別	被 監 査 会 社 等 の 数	
	総 数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	10 社	10 社
② 金商法監査	0	0
③ 会社法監査	3	0
④ 学校法人監査	2	0

⑤労働組合監査	3	0
⑥その他の法定監査	0	0
⑦その他の任意監査	3	0
計	21	10

(4) 非監査証明業務の状況

令和7年3月31日現在

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	0社	0社
その他の会社等	1	0

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

当監査法人は、経営理念として「公正な経済社会の確立、発展に寄与することを目的とし、i. 職業的専門家として社会の規範を重んじ、ii. 常に業務水準の向上に努め、iii. 社会、クライアントの期待に応える」ことを掲げ、この実践を経営の基本方針としている。

②経営管理に関する措置

当監査法人の倫理規程には、「過度の商業主義を排除することによって当法人の品位を守らなければならない。」と規定しているほか、他の諸条項においても、経営方針の管理に係る事項を規定するとともに、監査契約の締結、業務の遂行などに係る承認や報告等を社員会で行うことで、経営の基本方針に照らした検証を行っている。

③法令遵守に関する措置

当監査法人では、前記の倫理規程のほか、監査の品質管理規程、インサイダー取引防止規程、セキュリティ・ポリシーを定め、監査法人及び監査従事者を含む全職員に対して独立性の保持、不正取引の防止、守秘義務の保持などを、研修会を開催して周知徹底を図っているほか、最高経営責任者が機会あるごとに啓蒙をしている。また、社員を含む当法人の全構成員から、法令遵守に係る確約書等を毎年定期的に徴求している。

④その他

当監査法人は、定時社員会を原則として毎月最終の土曜日に開催しており、社員会規程で定められた事項の決議のほかに、各社員は業務の執行状況を報告して情報共有を図るとともにその適正性の確保に努めている。なお、経営機能の実効性を外部より監督・評価する目的のため、独立性のある公認会計士1名を経営監督・評価委員に任命し、社員会への臨席を通じて適宜、助言・指導を受けている。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、組織上、監査部から独立した品質管理部を設置している。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理部の責任者である品質管理担当責任者（社員）は、監査業務への一定水準の関与はあるものの品質管理業務に必要な時間を十分に確保している。また一部の品質管理業務については、監査業務の支障とならない程度に専門要員を補助者として利用している。そして、如何なる者も兼務する監査業務に対して品質管理業務を実施することのないように品質管理業務を割り当てている。特に品質管理担当責任者が兼務する監査業務の品質管理業務については、当該監査業務に関与していない他の代表社員が実施している。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日

3月31日

なお、改訂品質管理基準に規定する品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の適用開始（令和6年7月1日）以後に開始する当監査法人の会計年度の末日より実施する。

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人が以下に掲げる業務の品質の管理の目的に対して、合理的な保証を提供するために品質管理システムを整備し運用している。

- ・当監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務及びその他の保証業務を実施すること。
- ・当監査法人又は業務責任者が状況に応じた適切な業務に関する報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

方針：当監査法人の監査の品質管理規程（以下「当監査法人の品質管理規程」という。）において、当法人及び専門要員が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針と手続を定めている。

なお、担当者の長期関与によるローテーションや就職制限などの職業倫理は、倫理規程に定めている。

措置：当監査法人の品質管理のシステムの整備及び運用を実際に執行する責任者

(以下「品質管理担当責任者」という。)は、社員会で決定した社員が務めている。

品質管理担当責任者は、当法人及び専門要員等(審査担当者及び事務職員を含む。)に対して、毎年3月31日現在において日本公認会計士協会(以下「協会」という。)が公表している「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を、インサイダー取引防止規程により特定有価証券等の売買及び所持の有無を、確約書等を提出させて確認するとともに、問題の有無等を社員会に報告している。また、新規採用者に対しては、採用時に前記の確約書等に併せて、セキュリティ・ポリシーに関する機密保持の誓約書を徴求している。

品質管理担当責任者は、独立性の保持のための方針や手続に対する違反を識別した場合は、その違反に対処する必要がある専門要員等に伝達するとともに、社員会の討議に付し、独立性に対する脅威を生じさせる行為や関係の排除、監査契約の解除等の適切な行動を決定することとしている。

監査業務の主要な担当社員等の長期関与によるローテーションは、継続監査期間7年、クーリングオフ期間は役割に応じて2年から5年の協会のルールを準用している。

また、退職後の就職制限は公認会計士法に定める期間とし、法令遵守の誓約書を退職時に徴求している。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

方針：当監査法人の品質管理規程において、業務の質を合理的に確保するために、契約の新規の締結及び更新のための方針と手続を定めている。

なお、手続は新規の締結及び更新の決定前に行うこととしている。

措置：契約の新規の締結を行う場合は、関与先の誠実性、当監査法人の規模及び組織や当該業務に適した能力と経験を有する専門要員の確保の状況を検討しているほか、潜在的な利益相反関係の有無等を検討している。

契約の更新を行う場合は、当年度又は過年度における業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新の判断に与える影響を検討している。監査契約の新規の締結及び更新を行う場合は、社員会の承認を得ることとしている。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、監査人評定規程にもとづき、毎年2月1日を基準日として専門要員に対する勤務評定を行っている。評定結果は社員会に報告され、昇給・昇格及びアサインに反映している。

また同様に社員評定規程にもとづき、毎年2月1日を基準日として社員及び代表社員に対する勤務評定を行っている。特に優秀な者には表彰し、問題となった者には品質向上のための研鑽を求めることとしている。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定については、代表社員が協議の上決定する。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

職業的専門家としての教育研修（当監査法人が主催する月例研修会）に参加することを義務付けているとともに、より経験を積んだ専門要員などによる現場指導により実務経験を積ませている。また、月例研修会とは別に専門要員が習得・履修すべきeラーニング研修事項を指定し、聴講を義務付けている。さらに、クライアントも招待した当法人主催の研修会を年2回（4月と10月）実施しているほか、CPDの履修必要単位数の達成状況を年2回（3月と10月）確認している。

(ロ) その他

当監査法人では、全職員ごとにPCとデータ通信可能な携帯電話を貸与しており、非常勤者にも監査業務に支障がでない台数分、PCとデータ通信可能な携帯電話を用意し、貸与している。なお、USBや個人所有のPCの使用は禁止している。大部分の業務は、監査法人内に設置しているVPN接続が可能なサーバーと各PCで処理される一方、グループウェアや電子データのアーカイブのためにクラウドサービスも利用している。今後、電子監査調査システムの完全導入によりクラウド化が増すこととなる。

VPNの利用、クラウドサーバーやグループウェアの活用、Web会議システムの導入等のIT基盤の整備により被監査会社への往査や在宅勤務を含むリモート環境下でも法人内や監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーション、柔軟な内部研修会の開催を可能としている。

監査手続においてもITの積極的な利用を図り、マクロプログラミングによる業務の効率化・深度化や監査ツール（分析やサンプリング）に結びつけている。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当監査法人の品質管理規程において、専門的な見解の問合せの方針と手続を定め、併せて、得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成に十分

に検討され対処されたことを確かめなければならない旨を規定している。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人の品質管理規程において、監査上の判断の相違を解決するための方針と手続を定め、併せて、相違する恐れがある場合には、監査チームは審査部を含めて十分協議すべき旨を規定している。なお、協議の結果、判断が一致しない場合、上級機関である審査会において審議することとしている。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、レビュー・パートナー制を採用し、当法人の品質管理規程及び審査規程に基づき審査を実施している。原則、全ての監査業務について適格性が確保された審査担当社員による審査を義務付けており、監査契約時、監査計画時、意見形成時等に適時に審査を受審できる体制を整えている。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人の品質管理規程において、監査調書の最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び廃棄、監査調書の所有権に関する方針及び手続を規定している。

そして監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存に対する認識・理解を深めるために、監査責任者を含む全ての専門要員へ監査調書の整理及び管理・保存及び職業倫理について研修すると共に、監査調書に関する品質管理の浸透度合いを確認している。なお、電子調書システムへの移行は令和7年3月期に5社、そして令和8年3月期に全ての上場会社について電子調書化を完了させることとしている。また、電子調書システムに完全移行するまでに残る紙面調書については、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で、監査調書の原本は品質管理担当責任者の管理下に置き、封印を施すと共に、これ以降に監査チームが原本にアクセスできない仕組みとし、収集・作成した電子データは、独立性に配慮しながら品質管理担当責任者が参照機能のみを残す設定を施した上で保存して、品質管理担当責任者以外は権限設定の変更を行えないようにすることとしている。

(オ) その他

セキュリティ・ポリシーにもとづいて業務に使用するPC管理、マルウェア対策、アクセス管理及びデータバックアップ等を行っている。また、緊急時マニュアルにもとづいてインシデントに応じた対応を周知している。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(ア) 品質目標の設定

情報と伝達に関する品質目標として以下のものを設定している。

- (a) 品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持することを可能とする情報システムを構築すること。
 - (b) 専門要員と監査事務所との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであることにつながる組織風土を醸成すること。
 - (c) 関連性のある信頼性の高い情報が専門要員と監査チームに伝達されており、また当該情報の内容、時期及び範囲が品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、果たす上で十分であること。
 - (d) 専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、監査事務所に関連性のある信頼性の高い情報を伝達すること。
 - (e) 法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも関連性のある信頼性の高い情報を伝達すること。
- (イ) 情報の収集と活用
- (a) 当監査法人の品質管理規程において、監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続を規定している。
 - (b) 情報の収集及び伝達に関する研修と日常的モニタリングを実施することにより、監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の遵守を確保する。
 - (c) 内部及び外部通報制度を整備し、専門要員や監査事務所に関する不適切な情報を収集し、適切な対応をすることとしている。
- (ロ) 監査役等との協議
- 品質管理システムに関する監査役等との協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続を、当監査法人の品質管理規程に規定している。監査役等とは、毎期の初めに監査方針、監査スケジュールを協議しており、それに合わせて品質管理システムの整備・運用状況、自己点検や外部レビュー結果の報告をし、意見交換を行っている。
- (ハ) 品質管理システムに関する情報の外部提供
- 法令等又は職業的専門家としての基準により、監査事務所が外部の者への情報の提供を要求される場合に備えて、提供する情報の内容、時期及び形式を含めた方針又は手続を、当監査法人の品質管理規程に規定している。外部への報告を法令等によって制限される場合についても規定している。
- (ニ) 品質管理システムの状況等の透明性の確保
- 当監査法人は、毎年9月末に「監査品質に関する報告書」を作成し、法人のホームページで公表することとしている。なお、初回は令和7年9月末と

なっている。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続を品質管理規程に定めている。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継ぎの状況については、品質管理担当責任者に報告することとしている。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任者は最高経営責任者（統括代表社員）である。また、品質管理システムの整備及び運用を実際に執行するために品質管理部を組成し、その責任者（以下「品質管理担当責任者」という。）は、社員会で決定した代表社員が務めている。

品質管理業務は品質管理担当責任者が実施するが、電子調書化等のプロジェクトについては当該品質管理担当を指名するほか、作業量の多い品質管理業務については対象業務に利害関係のない者を補助者として起用している。

そして、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は品質管理担当責任者としている。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

方針：当監査法人の品質管理規程において、品質管理システムの構成要素に対する目標の設定、当該目標の達成を阻害する品質リスクの識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針及び手続を定めている。

措置：品質管理担当責任者は、令和6年5月に品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号監査事務所における品質管理に関するツール（実務ガイダンス）に示されている「様式1 品質管理システムの構築」を参考にして、品質目標の設定、品質リスクの認識及び評価、対応策の検討を実施した。そして、既に整備されている規程・証憑等が対応策として十分であるか見直す作業を実施し、必要な規定・証憑等を追加又は改訂した。

今後、毎期初に品質リスクの評価と対応に関する検討作業を実施すること

としている。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

方針：当監査法人の品質管理規程において、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するための方針及び手続（モニタリング及び改善プロセス）を定めている。

措置：当監査法人の品質管理のシステムの監視は、日常的監視と定期的検証に分けられており、品質管理担当責任者は所定の様式により実施されたその結果を監査責任者及び社員会に伝達している。

日常的監視は、監査業務等の実施に際して必要な、新たな職業的専門家としての基準及び法令等の公表が、当法人の品質管理のシステムに反映されているかなどを確認することを目的としている。

定期的検証は、品質管理担当責任者が選任した検証者が、協会の公表した「監査業務の定期的な検証チェックリスト」により、監査従事者から徴求した独立性の確認書等の点検や監査調書等の査閲及び検証の対象である被監査会社の監査を担当した監査責任者への質問等を行うこととしている。

なお、令和6年9月に行った被監査会社1社に対する定期的検証の結果は、金融商品取引法等関係諸法令が遵守されていること、協会の諸規則等が適用されていること、当法人の定める品質管理規程が適切に整備され有効に適用されていること、から監査事務所の運営や監査業務（審査を含む）が適切に行われていることを確認した。定期的検証の結果は、統括代表社員及び社員会に報告している。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

改訂品質管理基準に規定する品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の適用開始（令和6年7月1日）以後に開始する当監査法人の会計年度の末日より実施するため、該当事項なし。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項なし。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
- 監査チームの選任にあたり、当該被監査会社の監査責任者であった社員は、クーリングオフ期間においては除くこととしている。
- また、監査業務の実施に際して専門家を利用する場合は、当該被監査会社との間の独立性の確保を確認している。
- なお、当法人は特定社員制度を採用していない。
- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー））を受けた年月
- 令和 7 年 4 月 改善状況の確認
- 令和 6 年 1 月 通常レビュー
- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認
- 品質管理担当責任者である社員より定期的な報告を受けて、品質管理システムの整備及び運用に関する最終責任者である統括代表社員は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置は適正であることを確認し、その旨を社員会に報告した。
5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項
- (1)当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
- 該当事項なし。
- (2)当該業務上の提携を開始した年月
- 該当事項なし。
- (3)当該業務上の提携の内容
- 該当事項なし。
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
- (1)当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
- 該当事項なし。
- (2)当該業務上の提携を開始した年月
- 該当事項なし。
- (3)当該業務上の提携の内容
- 該当事項なし。

(4)共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
該当事項なし。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
10 人	一人	10 人

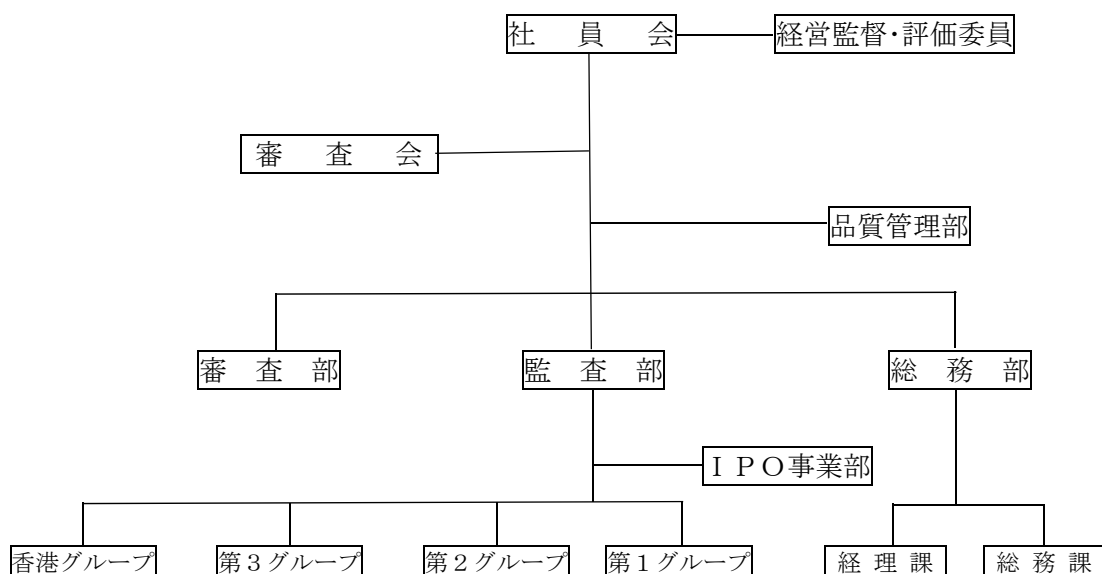
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	当法人の重要な意思決定に関する事項を協議する	10人	0人	10人

三. 事務所の概況

名 称	所 在 地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 新宿監査法人	東京都新宿区西新宿 2丁目7番1号 新宿第一生命ビル	人 10	人 —	人 10	人 20
(従) —					

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：百万円)

	令和5年度 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年度 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
売上高		
監査証明業務	304百万円	337百万円
非監査証明業務	0百万円	0百万円
合 計	304百万円	338百万円

「非監査証明業務は営業外収益に計上されている」

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため該当事項なし。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため該当事項なし。

4. 供託金の額

無限責任監査法人のため該当事項なし。

5. 供託金の全額又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容
無限責任監査法人のため該当事項なし。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

(株)ミツバ

(株)両毛システムズ

(株)エヌアイデイ

(株)BSN メディアホールディングス

レカム(株)

(株)免疫生物研究所

(株)東京機械製作所

(株)アスモ

日本精鋳(株)

(株)メディックス

以 上